

第十九回国 参議院人事委員会會議録第十六号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)午前十一時三十四分開会

委員の異動

五月二十四日委員湯山勇君辞任につき、その補欠として岡三郎君を議長に就任した。
五月二十六日委員岡三郎君辞任につき、その補欠として湯山勇君を議長に就任した。
五月二十七日委員宮田重文君辞任につき、その補欠として岡田信次君を議長に就任した。

出席者は左の通り。

委員長 松浦 清一君
理事 北村 一男君
委員 千葉 信君

委員

岡田 信次君
後藤 文夫君
溝口 三郎君
湯山 勇君
紅露 みつ君

國務大臣

加藤鐵五郎君

政府委員

内閣府事務官 田上 辰雄君
内閣府事務官 臣官房議事室 統轄参事官

事務局側

常任委員 熊登御堂定君
会専門員

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○京都府豊里村の地域給に関する請願(第二六五二号)

○福島県磐城市の地域給に関する請願(第二六五三号)

○愛媛県船木村の地域給に関する請願(第二六六九号)

○秋田県地域給に関する請願(第二六七一号)

○埼玉県西武町の地域給に関する請願(第二六七四号)

○昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する決議案(千葉信君外六十七名発議)
○国の経営する企業に勤務する職員の手給等に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦清一君) それでは委員を再開いたします。

日程に追加して理事補欠選挙の件を議題に供します。宮田理事の委員辞任に伴いまして、理事が一名欠員となりましたので、その補欠の互選をいたしたいと存じます。互選の方法は成規の手続を省略いたしまして、委員長において指名することに御異議ございませんか。

○委員長(松浦清一君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に北村一男君を指名いたします。御異議ございませんか。
○委員長(松浦清一君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に北村一男君を指名いたします。御異議ございませんか。

○委員長(松浦清一君) では北村一男君が理事に指名されました。

○委員長(松浦清一君) それから本日の議題は、国の経営する企業に勤務する職員の手給等に関する特例法案、昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案その他諸議、陳情でございますが、日程を変更いたしまして、請願の件を取上げることに御異議ございませんか。

○委員長(松浦清一君) それでは請願の件をお諮りいたします。請願第二千六百五十二号、京都府豊里村の地域給に関する請願、第二千六百五十三号、福島県磐城市の地域給に関する請願、第二千六百六十九号、愛媛県船木村の地域給に関する請願、第二千六百七十一号、秋田県地域給に関する請願、第二千六百七十四号、埼玉県西武町の地域給に関する請願、以上五件であります。以上五件の請願をそれぞれ採択して、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

○委員長(松浦清一君) 御異議ないものと認めます。さよう決定をいたしました。政府委員その他國務大臣がお見えになるまで暫時休憩をいたします。

午前十一時三十分休憩
午前十一時五十八分開会

○委員長(松浦清一君) それでは休憩前に引続いて會議を開きます。

○千葉信君 私はこの際先ほどの委員諸君との御懇談に基いて、次の決議案を提出し、若干の理由を申し上げたいと思います。

決議案

現行の公務員給与の状況に鑑み、政府においては本年六月の期末手当の支給に際して適当な措置を講ぜられたい。

右決議す。

御承知のように現行の公務員の給与が決定した当時は、勧告されました人事院の勧告の基準となりました時期をはるかに過ぎて遅延して決定されました条件があり、且つその内容におきましても必ずしも勧告通りの給与水準とはならなかつたという事情がありまして、少くとも四月から十二月までの自然上昇せる給与分については、これが給与改訂の際考慮の対象とならず、加うるに地域給の本法導入という操作によつて公務員のこうむりました不利益は、少くとも現行給与の一割を下らないという条件を誘致いたしましたし、更に勧告の基準となりました昨年三月の消費者価格等の状況からいたしますと、本年一月乃至二月までの間に一〇%を超える上昇を示しておりますし、かくのごとき状態の中で二月以降における物価の横ばいという状況はあるといたしましても、この実際上蒙りました不利益による公務員の生計費の赤字は蔽うべくもない状態でございます。

ざいまして、少くとも本年六月期に支給されるべき公務員に対する期末手当につきましましては、人事院勧告を待つてこれを処理する等の在りたる態度を以てしてはこの困難の状態を救済すべくもありませんので、この際政府としては、及ぶ限りの方策を講じて、是非公務員の期末手当の増額に努力されることとが必要であると思料いたしましたので、以上御提案申し上げた次第でございます。

○委員長(松浦清一君) 千葉君に伺いますが、今の決議案の表題はどういうことですか。要望決議案ですか、要望書ですか、単なる決議ですか、どういうことですか。

○千葉信君 期末手当増額に関する決議ということになっております。只今申上げたような内容になっております。

○委員長(松浦清一君) 期末手当増額に関する決議案ですか。只今昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案に関連をいたしまして、千葉君から期末手当増額に関する決議案の御提案がございましたが、質疑のあるかたは順次御発言を願いたいと思ひます。御質問ございせんか。

○委員長(松浦清一君) 千葉君提案の通り決議をすることに御異議ございませんか。

○委員長(松浦清一君) 千葉君提案の通り決議をすることに御異議ございませんか。

従つてこれは委員長理事打撃いまして政府に手交することにいたしたいと存じます。御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(松浦清一君) 次に国の経営する企業に勤務する職員給与等に関する特例法案について前回に引續いて質疑のあるかたは順次御発言を願ひます。

○千葉信君 お尋ねいたしますが、この法律案の成立に伴つて予想される条件の中で、かなり明らかならして必要があると思われる二、三の点についてあなたに御質問申し上げますが、法案審議の過程の中で明らかになりましたことは、この法律の成立によつて行われるべき非適用職員に対する不均衡を是正するための措置によつて給与の改訂が行われ、その給与の改訂に要する予算等については、かなりその行政措置上問題があると思はれますが、この際はそれを問わないとして、一体五現業を通じて二億八千万程度の予算を何らかの形において捻出しなければならぬという状態にあるわけですが、そういう場合、その捻出は給与費に振替えることのできる予算の中から賄われることになると思いますが、そういう措置をとつた場合、従来の例から見て団体交渉等によつて行われた給与改善の措置とか、応急措置だとかとられて来た。その事実が今の二億八千万円に該当する分等については窮屈になる。若くは不利益になる。そういう状態が起ることは当然の結論でございしますが、その条件に対して大臣としては何らかの措置をおとりになる用意があるのかどうか、大臣のお考えのほどを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 本年度におきましてはまた予算が正確にとつてありませんが、大体今の状態でやり繰りができるように考へております。が、来年度におきましては本年の大体の実績を見まして、右えならえて行くように予算を計上いたして行きたいと考へております。

○千葉信君 私のお尋ねしているのは、当然これは来年度においては法律を根拠として、この分については予算が組まれるわけですから、これはまあ御答弁を待つまでもなく当然のことだと思ひます。私のお尋ねしているのはそういうことではなくて、本年度内に御承知のように予算のない状態においてこの措置が、何らかの措置が講ぜられ、その何らかの措置を講ぜられた分だけは少くとも従来給与費に充当できる費目であるという建前では、団体交渉によつてかなり応急措置がとられ、若しくは期末手当とかその他の給与に振当てられて来たものがなくなるわけですから、それに対して従来と変らないように、成るべく不利益の起らないような措置をする用意があるのか、その点をお尋ねしたい。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 今年には経過措置においては幾分不足の点があり得ると思ひます。できるだけ本年はこの範囲において希望に副ひたいと思つておる次第でございしますが、大体はできるだらうと、こう考へております。

○政府委員(田上辰雄君) 大臣のおつしやいました通りに、来年度においては問題ないのではありませんが、本年度におきましては予算もすでにきめられて

おりますし、現在の給与支給において関係の各省庁においてできるだけ配慮をいたしまして、そうして問題になつております不均衡を正すことができる限りにおいて、且つできるだけ速かにこれが実現を図りたいと、関係各省におきまして具体的に検討を加えておるわけでありまして、そうすることによりまして、千葉委員のお尋ねの期末手当等の財源を食うのではないかと、又それに対する特別の措置を考へておるかどうかというお尋ねでございしますが、その点につきましては現在準備ができておると申すことはできないのであります。私どもとしましては各省関係官庁とも何とか、問題の非適用職員のアンバランスをこのまま特例法によつて是正したいというところであります。この特例法が決定いたしましたならば、その点におきまして一応救済ができる。殊に来年度からは完全な救済ができるというところになるのであらうと思ひます。なほ第五条の特別の給与につきましても、この法令が適用されましますならば、全職員格別な努力をいたしまして、収入の増加、又経費の節減によりまして、できるだけの実績を上げることによつて、特別の給与の増額を期するという点において非常に勤め、同期待を持つて新しい気持ちで働けることを非常な期待しておる次第であります。

○千葉信君 成るべく審議を進行させたいという立場から御質問申し上げておるのですが、答弁がどうも重を外れておりまして、そのために審議が進まないという状態になりそうですが、できるだけ一つ簡単に御答弁願つて差支えないということ、それから只今申

上げましたような場合には私のほうでは追及しておるのではなくて、この点について政府のほうでは将来当然の措置をとらなければならぬことをお尋ねしておるのですから、それに対しては大臣のほうから努力するという御答弁があれば了解できる程度の質問ですから、そういう意味でお答え願ひたいと思ひます。これはこの問題は、今こゝで急速にこれに対する具体的な措置をとるということになれば当然予算を伴つて来る問題ですから、簡単に御答へはできないでしょうから審議の都合上次に入ります。

次の質問は、御承知の通り、この措置によつて非適用者である一般職の職員が、公務法の適用者とできるだけ不均衡のないような措置を講ぜられることになるわけですが、そこで問題となるのは、今度はそれでは五つの現業以外の一般職の職員で従来同等であつた他の各省の職員との間に不均衡が起つて来るわけです。そこでその不均衡については成るべく政府としても好ましくない状態であるし、又不利益になる各省の職員としても好ましくない状態でありまして、責任上から言つてもそういう点に対しては政府としても深甚な考慮を要する点だらうと思ひます。特に二条の、政令によつて本省における課長、地方における部局長は、これはまあ一応除外されますが、それ以外の職員と、今回この法律が適用される職員の数は相当多数に上ると、そうしてこれらの職員と同じ立場にある各省の職員の数も又少い数でない。従つてこれらの職員の志気をできるだけ振作するような政治が行われな

ければならないと思ひますが、大臣は将来に向つてこの不均衡を、今度は又新たに生じて来た不均衡の是正について努力をされる用意があるかどうかこれを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 今回の非適用者職員を公務法適用者職員に右へ並えということをやりましたために、又どこかでこの不均衡が生ずるというよりも又どこかで不均衡が生ずるだらうと思ひます。これは過渡期的なことでは止むを得ないのでありまして、その完璧を期して法案を提出いたすところうございしますが、いつのことになるかなかなかわかりませんが、この原案に幾分欠点があるかもしれません、この特例法を出したのであります、將來できるだけそれは均衡を得るようにならなければならぬので、右へ並えのようにならしたいと努力いたします。

○千葉信君 まあ加藤さんも進んでむずかしい給与の問題を担当されたわけですから、その御用意があることは私もわかつておりますが、將來ともこういう問題については行政能力の向上という関係が非常に深いと思はれますから、できるだけ約束の早期の実行をここにお願いして、次の質問に入りますが、その次は第三条に能率という条件が書いてあります。

で私どもの考えでは今のような低い給与の水準では能率という条件を加味すべきではない。御承知の通り一般の国民の生活水準から言ひましても、国民の平均としては食糧費に収入の半分程度を割いておるというふうな現状です。ところが公務員の諸君は更に条件

が悪いという事は、種々の統計も立証しております。東京都内における調査におきましても民間におけるエンゲル係数と現状を呈して、民間の場合には四十五乃至六という線を往來しているのに、公務員諸君の場合は五十六、七という形で生計費のうちの五割以上を今以て支出しなければならぬというのが公務員の給与の現状でございます。大臣も給与を担当されておられる立場から、生計費の中における食糧費の割合が三五%以上であるという状態に対しては、これは職責上最もその解決を図らなければならぬお立場にあると思うのですが、従つてそういう給与の現状から言いますと、できるだけ能率とか、若しくは、又學歷とか、若しくは又年齢とか、そういう条件を加味すればするほど、この平均された食糧費の平均数から見ますと、非常に生活に困窮する職員が多くなるということ、これは当然でございます。併し現在の段階では、人事院の給与準則における勧告におきましても、能率という条件については、今の段階では厳格にこれを加味すべきではない。つまり生活給という水準に置かれて現在の給与の中で、正しい意味の能率給、正しい意味の職階給ということ、これは将来の理想ではあるけれども、現在の段階としては折衷的な状態で、先ず最低の生活を可能ならしめるという方針の上に立つて勧告されていることは、大臣も御承知なはずで、従つて、そういう意味では、私は意見としても第三條に能率という要素を入れたということについては、これはどうしても賛成できませんけれども、併し私がお尋ねしたいことは、この能率という条件

を入れることによつて、この法律が非適用者を含んでいるという關係上、団体交渉を以てきめられるべき給与の内容に対して、この法律が泥足を踏み入れたということになると思うのです。団体交渉の対象としての給与の決定の際に、この法律で能率という条件が入れば、法律に制約を受けることは当然になつて来る。そういう団体交渉の内容が、この法律によつて影響を受けるということに対して、どういふふうにお考えになつておられるか。その不利を成るべく起させないようにするために、どう考えられたか、これを大臣から……

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 第三條に能率という言葉があります。これは先般お答えいたしましたのでございまして、この特別会計法によりまして、こういう文句が常套語として使用されてあるものであります。一口に申しますれば、この言葉を使つたのでございまして。而してここに能率という言葉を書いたというのは、非常な深い意味で、御心配になるような意味で入れたわけではないのでございまして。これは千葉君御承知のごとく、この非適用者職員の特別法でありまして、これが文句が入つておりましたところ、直ちに団体交渉の上において悪い影響を及ぼすようなことは私はないと思つております。一口に申しますれば、従来の各五現業の特別会計法にこの条文が、こういう文句が入つておりますから、これを持つて来た、まあ軽く御解釈になれば差支えないかと思ひます。

○千葉信君 私はどうも大臣がお医者さんに似合わない答弁をされると思うのです。今まで大臣は越加減一つで人

を殺しもし、生かしもして来られたと思ふのです。大臣はその匙に葉を盛る場合に大したことがないという恰好でいい葉も悪い葉もおかまいなしに若し盛つて来た、それは、これは大變だと思ふのです。それはその問題と同じだと思ふのです。成るほど大臣の言うようにこれは私はこれが特別会計法の中に入つてゐるということを知知しております。併しこれは会計法でそういう条文になつておつても、これは当該企業において国若しくは理事者の立場で、職員としては従来そういう会計法であつても団体交渉の場においてその条件を排除するという立場で交渉が行われ、又その条件が成熟することも可能だつたのです。ところが今度はその給与に関する法律の中にこういう条件が入つたということになります。厳格に今度は団体交渉がこの条件を基礎としながら考えなければならぬというところになるし、団体交渉もそれによつて制約されるという条件が出て来るのです。加ふるに今のような水準の低い給与の場合には、これは大多数の意思によつて行われる団体交渉の基本としては成るべく生活に困窮するものをなくするやうな方向で給与の問題を取扱つて行かなければならぬという立場になることは当然なことなんでしょう。そうするとこの法律に能率云々という言葉が入つたことがその団体交渉に対して支障を及ぼすか、あるいは、制限を与えるか、そういう条件になるのです。大臣も御承知のように団体交渉を行う基準としての公共企業体労働関係法にはそういう給与の内容等について一言も容喙しないのに、この法律では容喙してゐないのに、この法律に入れ

るというのですから、この点は大臣の言うやうに簡単に治つても治らなくていいというやうな恰好に、葉を盛るやうな恰好では困ると思ふのです。だからその点では給与を担当しておられる大臣として将来に向つてこの問題についても利害關係者に不利の起らないやうな今から十分考へてもらわなきゃ困る、再考をお願いいたします。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 私はこの第三條の「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならぬ」ということはただ従来の特別会計法の文句をそのまま持つて来たといふことを申しました。が、私は職員の俸給手当といふものに対して能率といふものを無視する考へはないのであります。これは当然あるべきものであると私は考へておるものであります。今回のこれは只今お答えいたしましたごく大した意味を持つておるものではないので、従来のものをこへ持つて来た、能率給といふものが考へられるのは私は当然であると思つておるものであります。而して大體の趣意をいたしましては右へならえであつて、それがために団体交渉の非常に不利な点などというものは私は取越し苦勞であると思つておるものであります。これ以上は意見の相違でありますのでこれは止むを得ないと思ひます。

○千葉信君 これは意見の相違ということにはならないと思ふのですが、これは大臣は……やめた。

次の質問に入ります。次にお尋ねしたいことは、この法律案を見ますと、「給与準則」という言葉が第四條に出て参つておりますが、従来私も委員会

で考へております「給与準則」といふものと、この法律に引用して来た「給与準則」といふものは、相当その性質も内容も違つて来ている点があると思ふのですが、大體公務員法等におきましても、「給与準則」と言われるのは、これは給与に関する法律である。で憲法におきましても、給与等の重大な問題については、法律で定めるといふ建前になつてゐる。が併しそういう条件から言いますと、ここに非常に不用意に、これも第三條と同じように不用意に、こへ「給与準則」といふ条件を持込んでおられますが、併しその当否は又意見の相違だなどと言つて、ピントのはずれた答弁をしてもらつても困りますから、そういう点は私は一応いとして、この「給与準則」の内容についてお尋ねをしたいと思ふのですが、一団体交渉を以て決定せられるべき給与、それから給与の内容、或いは金額……、現在の五現業における大多数の職員は、その団体交渉に基づく給与の決定が行われてゐるところへ、非適用者である職員に対して、給与準則を設定するからと言つて、同時に適用者の職員にもその給与準則を適用するということになるか。非適用者の場合には、一応この際は給与準則をきめるといふことにしても、仮りにいいとして、適用者たる職員に対する給与の決定を給与準則で定めるのだなどという法律をこで定めるのは無意味なことじやないか。給与準則をきめてみたところで、その給与準則は、適用職員については団体交渉があるために、変更せられれば、直ちにその給与準則は改訂されなければならない。つまり適用職員の場合には、団体交渉即給与準則

だし、給与準則即団体交渉だ。そうすると煩雑な手数が残るだけの話で、書いておかないよりは書いておいたほうがいい、この程度のものでなつて来て、この給与準則をきめるなどというものがまじげな表現をこへ使つても、何にもならないじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) これは法文作成の技術に關することでございますから、政府委員よりお答えいたさせます。

○政府委員(田上辰雄君) 給与準則を法律で定めるべきであるというところは、これは無論であります。この第四條にありますが「給与準則」も極めて重要な内容ではあります。これはこの第四條の法的な基礎によつて権限を与えられた主務大臣、或いはその委任を受けた者が給与準則をきめるのであります。給与準則の法的な基礎があることによつて、當然に給与準則が合理性を持つものであると思ふのであります。

更にお尋ねのありました給与準則の制定は、これは特に給与準則を一々作るのとは手数のかかることであるのではないが、公務法の適用職員の団交によつて、すぐ内容が変るものであるのだから、これを特に一々直す必要はないじゃないかというお話であります。この給与準則は、従来各特別会計法の、或いは公社法に用いられてゐるのであります。各五現業における賃金規則であります。これは制定せざるを得ないのであります。ただその内容が団交の結果によつてそれが動いて行くというところは、止むを得ない、或いは

当然なものであります。手数の問題ではなく、本質的に必要な事項であると思ふのであります。ただこの給与準則の内容が団交によつて決定される、その場合におきまして、その団交の結果の内容によつて給与準則が変更されますが、その給与準則が将来は、直ちにこの非適用職員に適用されるような、一本の給与準則になることを期待するものであります。差当りといつたしましては、或いはこの給与準則を、非適用職員に對しましては、別なものを建てなければならぬというふうなことになるのも、過渡的な事情で止むを得ないと思ふのであります。いろ／＼手続上の問題もあつたけれども、かかる……、非常に困難な、複雑な手数でもありませんし、且つ給与準則を、一々給与準則として制定して行くことは、これは必要な当然の作業といつたしまして、給与準則を一々制定して行かなければならぬと思ふのであります。

○千葉信君 御答弁必ずしも承けられない点がありますが、日程の都合で次に入ります。

次は第五條の終りのほうに「予算の定めるところにより」とこれは前にも湯山委員がお尋ねしましたが、私もここでも別な角度から確認したいことは、この節減額の一部に相当する金額を「予算の定めるところにより」という、この「予算」という意味と、それから前段における「その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた」と云々と、この「予算の中で給与の総額として」とあるこの「総額」と、あとにある「予算の定めるところにより」というこの「予算」とは、内容が異なると思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(田上辰雄君) お説の通り、第五條における先の「会計年度の予算」というのと「予算の定めるところにより」という「予算」は意味が違ふと思ふのであります。前段は申すまでもなく、その会計年度の予算のうち、きめられておる数字的な給与の総額を意味するものであります。あとの「予算の定めるところにより」という「予算」は、具体的に申しますと、先般も答へいたしましたように、予算総額のきめられてある規定により、そういう意味に解釈をいたすべきであると考えます。

○千葉信君 そうじゃないでしよう、あとの予算というのは給与の総額とか何とかいふものではないのか、それから予算総額そのものの規定とか、そういうものではなくて、予算そのものを言うのでしよう。

○政府委員(田上辰雄君) この「予算の定めるところにより」という「予算」は、只今申しましたように、予算総額という意味と解釈いたしております。併しなからこの予算総額の中にいろ／＼と数字もございまして、又特別の場合の手続きもあり、又経費の部に属することもある／＼と載つておりますので、それを總括的に意味するものであつて、予算総額の定めるところによりと申上げたほうが適當であらうと私は存じます。

○千葉信君 意地悪く聞いてゐるわけじゃないから……。

次にお尋ねしますが、この五條で定められてゐる条件と同じような条件のものに日本電信電話公社の法律がある、そうしてその日本電信電話公社法による給与準則をきめた第七十二條に

よると、同じ条件に對して少し内容が違ふのです。御承知の通り、こつちのほうは給与総額で定められた給与の支給の場合を除いて、その他の場合について、こゝで定められてゐるのは「但し職員の前年の向上により収入が予定より」云々、とこが公社法の場合にはこの条件が「但し、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずるため特に必要があつて、郵政大臣の認可を受け、国会の議決を経た金額の範囲内で、臨時に給与を支給する場合については、この限りでない」と、給与の総額を超えてはならぬという前段の制約に對してこの但書がある、この但書には予算上も或る程度の留保が考慮せられるといふ点もあるのです。そうすると片方はこゝいうもの……、ですから相当市がある。併し例えは今回の法律案の成立によつてその措置を受ける郵政当局の場合にはもとと電信電話公社法による電通の職員と同じ仲間、両者の中には相当その取扱に不均衡な点があると思ふのですが、これを職員の利益を保護するといふ立場からこれに近付ける方針がとられて然るべきだと思ふのですが、具体的にどういふふうになるのか、均等の必要があるといふことと出て来た法律ですから、そういう均衡を図る具体的な方針についてどう考へておられるか。

○政府委員(田上辰雄君) 千葉委員のおつしやいました通りに電々公社のこの同種の規定と、今回提案いたしておるこの特例法とは字句を異にしておるのであります。これはこの字句の通りに例えは「経済事情の変動その他

予測することができない事態」といふふうな言葉はないのであります。これは言葉の違ひだけでなくて実質的にも多少の相違があると考えます。只今のお話にございましたこれらの同じような国家的な性格のある企業庁において均衡を是正するといふ必要がありはしないかとおつしやいます。点につきましては、將來十分研究を進めて参りたいと思ひますが、只今のところこれらの違ひにつきましてどうするといふことをお答えできる段階ではないと思ひます。十分研究をいたしたいと思ひます。ただこの特例法は従来の各特別会計の規定を踏襲いたしましたのであります。先ほど大臣のお話にもありました通りいろ／＼又これに關連した不均衡の是正の問題もありますので、今後この問題につきましては引續いて研究をいたして行きたいと思ひます。

○委員長(松浦清一君) 千葉君の質疑続行中ですが、加藤國務大臣に法務委員会の方から出席要求が先ほどからあるわけですが、できれば本日は可決をしたいと考えておりますので、今たび／＼その要請がありますけれども、もう暫く／＼と言つて待つてもらつておるのですけれども、質問の整理ができれば大臣に対する質問を整理して先におやりになつたほうが好都合と思ひます。

○千葉信君 それじゃ答弁してもらいたいことは殆んど答弁されないし、こゝらでそろ／＼匙を投げて一つだけ大臣に聞いて僕の質問を終ります。加藤さんにお尋ねしておきますが、これは溝口委員のほうからも御質問があるかと思ひますが、大臣は給与を担当する

大臣として一般会計の職員は勿論のこと、特別会計の場合においてもその他の政府機関の場合においても或いは又これが予算上負担をする職員等の場合についても、全体の給与の問題について、給与の問題は決して軽々しい問題じゃなく、その決定のあり方そのものが直ちに行政の運営に、能率の向上に直接影響を持つ問題でもあるし、又民生の立場からこの問題は軽々に取扱われるべきではない、そういう立場から大臣としては勿論御抱負を持つて當つていと思うのですが、そうして又御抱負を持つて当られるとすれば、当然これは一貫した方針の下に、給与の問題がいかに悪いにしろなされなければならぬと思う。政府として個々ばら／＼なこつちのほうには有利な扱いをするが片つ方のほうには故意に不利な扱いをするということは許されないことだと思ふ。そこでそういう角度からお尋ねしておきたいことは、今私どもここで審議しております国の経営する企業の職員等の場合については、団体交渉で条件を幾らかでも獲得しつつある職員の給与と均衡を保つように、公労法の非適用者に対する給与を是正するという措置をとられようとしておる趣旨は私はいいと思ふのです。法律の内容に至つてはかならず粗末過ぎる点もなきにしもあらずですが、併し法律そのものは善意から出発しておることは我々も賛同の意を表せざるを得ません。ところが一方警察法案による地方警察官の給与に対しては、地方の警察官と国の警察官とが二千円以上の開きがある。開きのあるその原因としては当該委員会でも政府委員が答弁していますが、これはこの違

いは例えば勤続年数の違いだ、例えば学歴の違いだ、その他当然の条件に基づく給与の差だから、こういう差は当然付くのが当り前だ、付いているのが当り前だ、併しそれにもかからずなお且つ若干のその条件以外によつて給与の引下げが起つておることもこれ又事実だと思ふ。従つてこの場合に政府としては給与の少いものへ給与の多いものを轉寄せして下げて行くのだ、将来給与改訂があつたり、将来昇給してもその部分は平均をとるために切替へることになる。やり方は逆です。やり方は手当をやつておいて、そうして昇給したり、給与改訂があつた場合に、上ればそれを当然本俸に轉寄せして行く。とにかく本俸の少いものに轉寄せして引下げておいて当分の間ちよつびり手当を出しておく。併し将来昇給したらその手当は減らすのだ。同額になつたら全然削つてしまふ。そうすると今までの国の警察官に対しては不利な起つて来ることは当然なんです。そうするとこの法律案の場合と丁度逆なやり方を警察法案ではとらうとしております。これは警察法案だからおれは関係ないとは大臣に言わせない。一貫して給与の問題について方針を決定し、若しくは方針を定めるべきです、考えるべきだ。そうするとその点で少くともその問題を担当しておる大臣としては言葉が過ぎるかも知れないけれども、でたらめだということを言わなきやならん。この点は将来どういふうに持つて行くか。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 国家公務員が安心してとまでは行かないけれども、生活にやや安定感を抱いて公共の仕事に従事してもらいたいということ

を私は熱望してやまないところでありますが故に、将来国家予算の許す範囲において十分の途を講じたいと思つております。殊に今度の特例案のごとき法案が出たために、いろいろ過渡的に不均衡な点もあるであらうと思ひます。只今警察官の不均衡のことが出て来るというお話でございましたが、これは直ちに私が今ここでかれこれ言ひませんが、大体の上より見まして、将来均衡をとるようになしたいということだけを申し上げたいと思ひます。

○千葉信君 その場合に均衡をとるといふことは低いほうへ均衡をとつて行くといふことと見えて、すでに既得権として本人が獲得している若しくは又給与を受けておる額に不利を起させないように近付ける……要するに高いほうに近付けて行くといふ意味に了解していいですか。そうでなくちやならんと思ふ。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) そういう個々の問題につきまして私まだよく承いたしておりませんが、適當なところにこれを落着けたいと思つております。

○千葉信君 一つ上手な匙加減をお願いしておきます。

○清口三郎君 只今千葉委員からの御質問に関連しまして、時間がありませうから簡単にもう一遍加藤大臣、御意見を伺つておきたいのですが、この特例法案で先般からの御答弁で不均衡のありました場合に団体交渉できまつた給与のほうへ右へならえということ

で努力したいが、この特例法案が実施されることになれば、本年度は予算の措置が講じてないが、三十年代以降についてはできるだけ各省とも交渉をして、完全に是正ができるようにやりたという努力をしたいということを政府委員からさつきお話をありましたが、私は只今千葉委員からの御質問と関連して考へておるのですが、今地方行政で問題になっております警察法なんです、その給与の取扱い方とこれとは根本的に方針が違つておるのです。これは団体交渉できめたため右へならえといふこととして部内の不均衡はなくして行きたい。警察法の給与の考え方、御承知の通り現在十六万五千人ぐらゐの警察官があり、大体九万五千人ぐらゐが自治警察なんです。そして自治警察と国警の現在のベースでは、一人あたり三千五百円ぐらゐの給与の差がある。地方のほうが高いのだ。今度の警察法案で給与の取扱い方はどうかといふと、僅かの若干の人が国家公務員で残るのだが、その若干の人の給与に合せて、地方の警察官の給与は地方の条例で定めるのだ、そういう意味で今年度自治体から府県の警察職員になるかたがたの給与は九カ月で十五億二、三千万円下るのだ、その下る分は附則の十五条で調整手当で出すのだ、三、四年たつたない……その間は調整手当をだん／＼に減らして行く。三、四年の間は昇給はストップになるようなことになるのだが、これは財政上止むを得ないのだというように、財政上止むを得ないからというので、自治体警察から府県の警察官になるかたがたのうちで適用されるのは約五万人だ、そのうち、その五万のかた／＼の三年ぐらゐの昇給がストップになる。一人平均して三千五百円ぐらゐ。そういう

法律が現実に出てゐる。自治体警察のかた／＼の法案に反対してゐる者が大分ある。

内容に行くと、九万何千人というような実際の警察職員は給与を現実に下げられてしまふということになつてゐる。併し原則から言つて国家公務員と同じ特異性を持つてゐる警察職員なんだから、国家公務員で僅か残る七、八千人の人の給与に合せて、今度の制度の改正で入つて来る人たちの給与を下げるのが当り前だ。差額だけは当分の間調整手当で出すという原則は当り前の氣がする。これは昨年来の問題がある。本当の特例としてこれをやつて行くといふことで政府はお出しになつたが、私は通る以上は問題もあるのだから、これは特例としてやつて、完全実施できるようになればいいと思ひます。が、先ほど田上参事官が言われて、更に三十年代には、将来これが二億何千万円という財源が要すると思ふが、これも各省で話がはつきりついて、了解がつけられるともわからない。政府内部では警察法のような取扱い方で国家公務員法の給与に合せておこうという考へ方が非常に多いのじやないかと思ひます。これは若し法案が実施になるならという先ほどまだあやふやな御答弁だつたが、これが施行になることを非常に期待してゐる現業の職員の管理がある。そういう点について、方針についてどうも二色ある。加藤国務大臣は一体、国家公務員は団体交渉があればそれに／＼右へならつて行くべきである。国家公務員の給与といふものは一貫した方針があるんだ、それは堅持すべきなんだ、本当にこの特例についての例外的措置としてこれは

やるんだというふうなことにについてはつきりしておかれる必要があると私は思うんですが、その点について御意見を伺つておきたいと思つた。

○政府委員(田上辰雄君) 三十年度以降の非適用職員が、公労法適用の職員と同一になるかどうか、これに關する予算措置の見通しのお話がございましたが、これは将来のことでありましたので、今こゝではつきりうなんだというふうなことを申し上げるわけに行かないかと思つたのでありますが、併しながらこの特例法が制定されて、そうして給与準則がたゞ／＼御説明いたすように、公労法適用職員と同じように右へならえをして行くんだという法令がきまりました場合に、予算として要求をいたす根拠が財政当局に認められないはずはないと思つたのであります。これは具体的に將來のことについて大蔵省と確約があるということ申すのではございませんが、併しながら法律によつて決定され、而も各省においてそれを熟望しておられる場合に、これを同一に扱わないように、予算が認められない、こういうことはないうという私どもの確信から、三十年度以降においては過渡的な状況を一通して一本になれるんだということを申し上げておるのであります。

○委員長(松浦清一君) ほかに御質問ございませんか。

○湯山勇君 簡単に大臣にお尋ねいたしたいと思つた。それはこの本法が提案された理由は、公共企業体等労働関係法の適用を受けておりますものは、団体交渉、或いは同法に規定する手続、それによつて給与、勤務条件がきまつて来る、特にまあ今申上げたよ

うな給与の問題でございますが、給与がきまり、それへ右へならえするたぐいに本法を出された、こういうことでございまして、そういったと、公共企業体等労働関係法、更にこれに定めた手続によつて正しく政府が公共企業体等労働関係法の適用職員に対する給与の実施をしなければ、右へならえと申しましてそのならう右が仲裁裁定その他を忠実に実施されてない場合においては、これは両者共倒れという形になるわけでございます。従つてこの本法を御提案になられた大臣といたしましては、更に政府全体といたしましては、この公共企業体等労働関係法による手続、更にその基本をなすところの団体交渉等においてきまつた給与については、忠実にこれを実施するということについての確約が必要であると思つたんですが、これについての大蔵省のほうで考えを私に最後に伺つておきたいと思つた。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) これは御承知のごとく団体交渉によりまして、又調停、裁定がありますれば裁定に従うことはこれは申すまでもないことでございます。それから予算上のことは国会の承認を得てこれに従うことは申すまでもないことでございます。

○湯山勇君 従来も今大臣のようなお考えでやつて頂ければいいのですけれども、場合によればこれは相当露骨な形で参つた形跡もあるわけでございます。そこで特にこの際給与担当の大臣としては、少くとも大臣の決意として、忠実にその法に定められた手続を守るんだという確約を頂くことが大事だと思つたので、重ねて一つそうだ

という御決意の御表明を頂きたい。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) その通りでございます。これは先刻お答え申上げましたごとく、仲裁裁定を尊重するということにおいては申すまでもないことであります。国家財政の許す範囲内においてできるだけ尊重いたします、これ以上私はお答えし得ないのであります。

○委員長(松浦清一君) ほかに御質問ございませんか。……御発言がなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(松浦清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありの方はそれぞれ賛否を明らかにして順次御発言をお願いします。なお、修正意見等がございましたら、討論中に併せて述べをお願いいたします。

○千葉信君 私は本法案に賛成いたします。この法案は全体としてかなり不備、欠陥も持つておりますし、そして憲法、公務員法等に基く公務員に対する政府の分裂した、混乱した取扱の端的な表現であるという要素が随分あることも、今までの審議の過程で明らかにされております。こういう点については政府として将来十分考へなければならぬ要素を含んでいゝことと、それからもう一つは、従来人事院の勧告乃至は仲裁裁定等に対して、尊重するといふ表現だけをいゝながら、実体は常にこれを蹂躪してゐるというこの政府の態度に対して、この法律案は少くとも政府のほうで今後

そういう方針をとらずに、できるだけ今後は合理的な、若しくは又公務員諸君の生活の保護という点について、少くとも均衡をとりつつ一歩を進めるといふ前提に立つておりますから、この法案を一つ端緒として、将来裁定、勧告等に対しては法律を遵守するという立場に立つて頂くことを希望し、且つ、現在の状態におきましては、少くともこの法律案は不利益に扱われて来た各現業における非適用職員の不利益を少しでも改善することができ、その意味では善意に満ちたものであるし、今の段階では、この方法以外には直ちにいはとられる見通しが立ちませんので、そういう立場から私はこの法案に賛成いたします。

○委員長(松浦清一君) ほかに御発言がなければ、これを以て討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(松浦清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決を行います。国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案を、原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(松浦清一君) 全員一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は先例により委員長に御一任をお願いいたします。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(松浦清一君) 御異議ないと認めます。それから只今本案を可とされましたかたの御署名を願います。

多数意見者署名

北村 一男 千葉 信
岡田 信次 後藤 文夫
溝口 三郎 湯山 勇
紅露 みつ

○委員長(松浦清一君) それでは本日の委員会はこれを以て散会をいたします。

午後一時三十分散会

五月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、京都府豊里村の地域給に關する請願(第二六五二号)

一、福島県磐城市の地域給に關する請願(第二六五三号)

一、愛媛県船木村の地域給に關する請願(第二六六九号)

一、秋田県の地域給に關する請願(第二六七一号)

一、埼玉県西武町の地域給に關する請願(第二六七四号)

第二六五二号 昭和二十九年五月二十一日受理

京都府豊里村の地域給に關する請願 請願者 京都府何鹿郡豊里村長 田中俊一郎外八名

紹介議員 重宗雄三君

京都府豊里村は、綾部市に取り囲まれ人情風俗はもと論文化、経済においても密接不離の關係にあつて生活様式、生活程度、物価指数もまた何ら同市と変らぬ実情であるから、当村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六五三号 昭和二十九年五月二十一日受理

福島県磐城市の地域給に關する請願

請願者 福島県警城市長 立花

紹介議員 秀吉外二十八名
木村守江君

福島県警城市は、旧小名浜町を中心に旧江名町、同泉町、同渡辺村が合併して三月末新発足した市であるが、急激な市勢の発展によつて人口増加もいちじるしく住宅難、食糧不足、その他生活物資の移入等による生活費が高くなるから、本市の地域給を引き上げられたとの請願。

第二六六九号 昭和二十九年五月二十一日受理

愛媛県船木村の地域給に関する請願

請願者 愛媛県新居郡船木村長 鴻上弥三郎

紹介議員 湯山勇君

愛媛県船木村は、角野、中萩、泉川の町村とともに新居浜市に近接して同市と不離一体の関係におかれ同市への合併の機運もいよいよ深められ勤務地も相交错し、生活様式、物価においても同市と何ら異なるところがない実情であるから、本村の地域給を新居浜市と同等に指定せられたいとの請願。

第二六七一号 昭和二十九年五月二十二日受理

秋田県の地域給に関する請願

請願者 秋田県知事 池田徳治

外三名

紹介議員 鈴木一君

秋田県下の地域給支給地は、秋田、大館の両市が一般地として指定を受けているだけである。これは、本県における終戦後の米価事情を理由として相当

低位に格付されたためであるが、生計費中、米価の差の占める割合は微々たるものであり、物価事情はむしろ全国的に平準化されているので、生活の実情から全く遊離しており、地域給支給の意義を薄弱化しているから、秋田県下の特殊事情を認められ、本県の地域給の引き上げについて考慮せられたいとの請願。

第二六七四号 昭和二十九年五月二十二日受理

埼玉県西武町の地域給に関する請願

請願者 埼玉県入間郡西武町長 吉田善平外十三名

紹介議員 天田勝正君

埼玉県西武町は、昭和二十九年四月飯能市（二級地）の一部が分離し、隣接の東金子（無級地）と合併した新町であるため、南北地区において級地の差があり、町内の融和、町政の施行に、障害が生じている実情である。また本町の生活状態は、かかる地域の特殊性によつて三級地の浦和市と何等異なるところがない物価高を示しているから、西武町の全域を地域給二級地に引き上げられたいとの請願。

昭和二十九年六月十六日印刷

昭和二十九年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局